随意契約(相手方指定)調書

件名	荒川マイスター制度創設30周年記念動画制作業務 委託	5200576
工(納)期	令和6年1月31日	
契約締結日	令和5年8月31日	
契約金額	945,340円(消費税込み)	

契約相手方	荒川ケーブルテレビ株式会社
	(法人番号:5011501005366)
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。
備 考	

契約審査委員会資料経理課契約係R5.8.15

業者選定理由書

件名	荒川マイスター制度創設30周年記念動画制作業務委託
指定業者(案)	名 称 荒川ケーブルテレビ株式会社 所在地 東京都荒川区東尾久二丁目 1 6 番 4 号 代表者 代表取締役 村田 達哉
指定理由	本件は、荒川マイスター制度創設30周年にあたっての記念PR動画の制作について委託するものである。 主管課からは、契約締結にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得た上で、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。 経理課として検討したところ、 本件動画の制作趣旨はマイスター制度のPRであり、効果的な映像制作にあたっては、区のモノづくりの気風やマイスターの重要性についての十分な理解と知見が求められる。 上記業者は、既存のマイスター取材映像資料の制作事業者であることに加え、マイスターへの取材等に係る豊富な実績を有しているため、質の高い業務履行が期待できる。また、本件の主たる業務は、上記業者が制作した既存資料の活用及び再編集であることからも、本件を円滑かつ確実な実施可能な事業者は上記業者に限られる。 以上のことから、上記事業者を相手方とした随意契約を締結する。
その他 特記事項	根拠規定:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)